

# 民泊

## 住宅宿泊事業法(民泊に関する法律)が 6月15日から施行されます

発行：川越市観光課  
☎224-5940

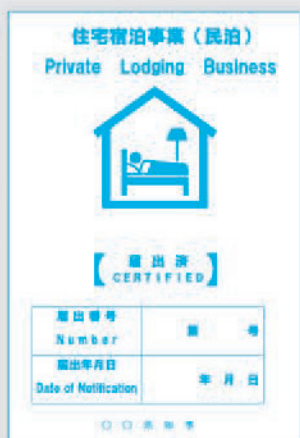
この法律により、事前に届出を行うことで、人が住んでいる家屋や入居者募集をしている家屋のほか、別荘等で民泊を行うことができるようになります。

### 🏠 どうして民泊の法律ができたのですか？

ここ数年で、法律に基づかない民泊が都心部や観光地などを中心に急速に普及しました。このことから、宿泊者の安全衛生や周辺住民の安心した生活を守るとともに、国内外の方の多様な観光需要に対応するため、法律が制定されることになりました。

### 🏠 民泊の物件かどうかは どう確認すれば良いのですか？

民泊を行う物件は、玄関等の見えやすい場所に法令で決められた標識(右図)を掲示しなければなりません。  
※事業の形態により、一部図の内容と異なる場合があります。



### 🏠 無許可・無届で行う違法民泊への対策は どうするのですか？

無許可・無届の民泊営業については、立入検査や警察と連携した取締りを行うなど厳正に対処していきます。違反者については6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金などが科されることとなります。

### 🏠 家の近くの民泊で何か問題があった時は どうすれば良いのですか？

緊急事態や騒音の発生などに関しては、民泊を行う事業者が未然防止や発生時の解決を図ることとなっていますが、家主が不在で民泊を行う場合は、苦情などに対応するため管理業者がおおむね30分以内に駆け付ける決まりとなっています。管理業者の緊急連絡先は、標識に記載されています。

なお、民泊に関しては、苦情相談も含めて対応する民泊制度コールセンター(0570-041-389)が設けられており、土日祝日を含む毎日9:00~22:00まで受け付けています。

### 🏠 分譲マンションは管理規約で明確に

分譲マンションでも、要件を満たせば民泊が可能になります。

マンション内でのトラブルの未然防止や快適な居住環境を確保するため、あらかじめ管理規約を改正し、民泊を禁止するのかが可能とするのかが明確にすることが重要です。



詳しくは観光庁ホームページをご覧ください。  
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/>

## 市民の皆さまにとっても 観光客の方々にとっても 安心して喜ばれるまちであるために

川越市では観光による地域経済の活性化と、市民が誇りを持てる魅力ある観光都市であることを目指しています。そのためには、この度の民泊の適切な運営を含めて、市民の皆さまと川越を訪れる観光客の方々のどちらからも喜ばれるまちであり続ける必要があります。より良いまちづくりに向けて引き続き努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



# 民泊(住宅宿泊事業)を始めようとお考えの方へ

## 民泊を始めたい方は、事前の届出が必要です

川越市にお住まいの方については、民泊の届出は県の観光課が窓口となります。なお、具体的な届出の手続きは、全国共通の「民泊制度運営システム」を通じた電子申請によって行ってください。

◆埼玉県観光課 ☎ 048-830-3959

## 民泊の届出前の準備について

### 近隣住民への周知

地域には、民泊に関して不安を覚える住民の方もいらっしゃいます。民泊を行うことについて、事前に近隣住民の方々にご周知いただき、不安の解消とともにお互いの信頼関係の構築に努めてください。

## 該当する家屋の例

- ・人の生活の本拠として使用されている家屋
- ・入居者の募集が行われている家屋
- ・別荘等季節に応じて年数回程度利用している家屋
- ・休日のみ生活しているセカンドハウス
- ・転勤や相続等による一時的な空き家

## 住宅宿泊事業法で定められている主なルール

- ・標識の掲示
- ・宿泊日数等の定期報告
- ・苦情や問い合わせへの迅速な対応
- ・宿泊者の安全衛生の確保
- ・宿泊者名簿の備付け

## 宿泊日数

年間180日以内（1住宅あたり）

## ■川越市各種相談窓口■

### ■飲食の提供に関すること

民泊物件において、食事などを調理したり、バーベキューなどの食材を提供するには、食品衛生法の許可が必要になる場合があります。民泊で飲食の提供をお考えの場合は、お問い合わせください。

◆食品・環境衛生課 ☎ 227-5103

### ■税金に関すること

民泊で得た収益については申告が必要です。また、居住用の住宅を民泊物件として利用することにより、固定資産税の税額が増える場合があります。

(民泊の収益について)

◆市民税課 ☎ 224-5640

(固定資産税について)

◆資産税課 ☎ 224-5645



### ■消防用設備に関すること

民泊を行う物件は、自動火災報知設備や誘導灯などの消防用設備の設置、防災性能のあるカーテンやじゅうたんの使用など、消防法令に適合させる必要があります。

◆川越地区消防組合予防課 ☎ 222-0744

### ■ごみの処分に関すること

民泊を行うことで生じたごみは、事業系廃棄物となり、家庭ごみの集積所に出すことはできません。

民泊を行う方の責任で適正に処理する必要があります。

◆資源循環推進課 ☎ 239-6267

### ■水質汚濁防止法に関すること

民泊を行う物件からの排水は、その排水先によって水質汚濁防止法の届出が必要となる場合があります。

◆環境対策課 ☎ 224-5894